

利 用 契 約 書

ユニキッズ清須さくら保育園

株式会社ユニバース

_____（以下「保護者」といいます）と株式会社ユニバース（以下「事業者」といいます）とは、事業者が保護者の乳幼児_____（以下「乳幼児」といいます）に対して行なう保育について、以下の通り利用契約を締結します。

第1条（目的）

この契約は、乳幼児に対して児童福祉法、子ども・子育て支援法等の趣旨に従って、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対して、その保育に対する料金を支払うことについて必要な事項を定め、当該事項について保護者と事業者が合意することを目的とします。

第2条（支給認定の確認）

この契約を進めるにあたり、事業者は保護者の提示する支給認定証により支給認定の有無、保育の区分、有効期間、保育必要量を確認し、支給認定証の内容に従って保育の提供を行なうものとします。

第3条（契約期間）

1. この契約期間は、この契約の締結日から支給認定証の有効期間の満了日までとします。
2. 前項の契約期間の満了日までに支給認定証の内容に変更があった場合の契約期間の終期は、変更後の支給認定証の有効期間の満了日までとします。

第4条（保育の場所）

保育の提供場所は以下の通りとします。

住 所 愛知県清須市一場 1322 番地
施設名 ユニキッズ清須さくら保育園

第5条（保育内容）

1. 事業者は、児童福祉法、保育所保育指針および清須市等に従って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。
2. 保育内容は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
3. 事業者は「重要事項説明書」に変更があった場合、保護者に変更内容について説明を行い、保護者から同意を得るものとします。

第6条（保育の記録）

1. 事業者は、事業所において乳幼児の保育内容を記載した諸記録を作成し、契約満了後または、契約の解除後5年間保存します。なお、保存期間が経過した際には、第13条第1項の守秘義務に則り、破棄処分いたします。
2. 事業者は、保護者から諸記録の閲覧の求めがあった場合は、特別な事情がある場合を除くほか、当該求めに応じ閲覧させるものとします。

第7条（利用時間等）

1. 施設における保育の提供を行なう日および時間等については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
2. 保護者の個別の利用時間等については、契約書別紙にて定めます。また、利用時間の変更が生じた場合は、新たに契約書別紙を交わすこととします。
3. 利用時間の延長
契約時間を超えて、開所時間内に保育が必要となった場合は、保護者は事前に事業者へ連絡するものとします。

第8条（利用者負担＜保育料＞等）

1. 事業者が提供する保育等に対する利用者負担（保育料）等については、別紙「重要事項説明書」のとおり「特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書」で定めることとします。
2. 保護者は、施設が提供する保育等の対価として、次項に規定する月ごとに算定された利用者負担（保育料）等を事業者に支払うものとします。
3. 前項以外に、月の途中退所における利用者負担（保育料）の返金については、市町村の定める通りとします。

第9条（利用者負担＜保育料＞等の支払い）

1. 利用者負担（保育料）について、事業者は翌月3日に銀行口座引き落としまたは、現金の場合は当月中に保護者に請求します。
2. 利用者負担（保育料）以外の延長保育料等の利用料について、事業者は明細を付して保育の提供を行なった月の月末に保護者に請求し、保護者は請求された日から営業日5日以内に事業者へ現金で支払います。
3. 月の途中で退所する場合の清算料金について、第1項及び前項の定めにかかわらず、事業者は明細及び支払い期限を付して当月25日までに保護者に請求し、保護者は当月末までに事業者へ現金で支払います。
4. 事業者は、保護者から延長保育料等の支払いを受けたときは、保護者に領収書を発行します。

第10条（地域型保育給付費の法定代理受領）

1. 事業者は、子ども・子育て支援法第29条第5項（同法第30条第4項の規定において準用する場合も含む）の規定により、地域給付型給付費を保護者に代わって受領します。
2. 事業者が地域型保育給付費を保護者に代わって受領した場合、保護者へ受領日及び受領額を記載した文書を速やかに通知します。

第11条（契約の解除）

1. 保護者または乳幼児の事情で中途退所する場合、保護者は当月10日または退所予定日のいずれか早い日までに事業者へ指定の様式にて申し出るものとします。
2. 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除す

ることができます。

- ① 事業者が正当な理由なく保育の提供を拒否した場合
 - ② 事業者が第13条に掲げる守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が法令等の社会的義務に反した場合
 - ④ 事業者が乳幼児又はその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
 - ⑤ 事業者が破産した場合
3. 事業者は、閉所や休所などやむを得ない事情がある場合、保護者に対して3ヶ月以上の予告期間を置いて、文書で理由を明示することでこの契約を解除することができます。

第12条（退所時の協力）

事業者は、前条第2項及び3項の事由により乳幼児が退所する際には、保護者の希望や乳幼児の環境の変化を勘案し、転所先の確保に努めます。

第13条（秘密保持）

1. 事業者が制定する個人情報取扱指針に基づき、事業者及び従事する全ての職員は、保育を提供する上で知り得た乳幼児、保護者及びその家族等に関する個人情報を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
2. 前項の定めにかかわらず、保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために必要な場合は、事業者が乳幼児、保護者の個人情報を提供するものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、施設の運営内容の向上を目的として事業者が、乳幼児及び保護者の個人情報を第三者に提供する必要があると判断した場合は、文書等により目的及び理由を説明し、保護者の同意を得るものとします。

第14条（緊急時の対応）

1. 事業者は、保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合またはその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医又は嘱託医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。
2. 事業者は、保育の提供において乳幼児が受傷等を負った場合には、保護者に対し、受傷に係る経過説明を行なうものとします。

第15条（損害賠償）

事業者は、保育の提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、乳幼児の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合、保護者に対してその損害を賠償します。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、窓口を設置し、保育に関する相談、事業全般に係る要望、苦情等に対して誠実かつ迅速に対応します。

第 17 条（裁判管轄）

この契約に関して訴訟の必要が生じたときは、名古屋地方・家庭裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第 18 条（本契約に定めのない事項）

保護者及び事業者は、信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。この契約に定めのない事項については、児童福祉法その他関係法令に従い、事業者・保護者双方の協議により定めま

す。

第 19 条（重要事項説明責任）

契約を交わすにあたり、事業者は保護者に対して、別に作成する「重要事項説明書」に基づき、重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

上記契約を証するため、本書 2 通を作成し、保護者・事業者は記名捺印の上、1 通ずつ保有するものとします。

年 月 日

契 約 者 乳幼児氏名：

保護者住所：

保護者氏名： ㊟

事 業 者 住 所： 愛知県名古屋市名東区藤社が丘 1-102-1104

事 業 者 名： 株式会社ユニバース

代 表 者： 納谷 沙織 ㊟